

## 一般財団法人日本航空協会 スポーツ仲裁規程

### (総則)

第1条 一般財団法人日本航空協会（以下「本協会」という）はスポーツ仲裁・調停に関し、スポーツ基本法第5条第2項、第3項及び同法第15条に基づき、公益財団法人日本オリンピック委員会が定めた加盟団体規程第7条第5号を遵守し本規程を定める。

### (目的)

第2条 この規程は、航空スポーツ競技又はその運営を巡る紛争について、スポーツに関する法及びルールの特明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するべく設立された公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁によって迅速かつ公正中立に解決することを目的とする。

### (自動応諾)

第3条 本協会が行った決定事項に対する競技者等からの不服申立は、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

### 附 則

この規程は令和5年4月1日から施行する。